

は じ め に

都営住宅、地域特別賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅（以下、「都営住宅等」という。）は、公営住宅法や東京都営住宅条例等に基づいて、国と東京都が協力して建設した都民共有の大切な財産です。そのため、一般の民間賃貸住宅とは異なったさまざまな制限や義務が定められています。

都営住宅では、高額所得者として認定されると明渡請求の対象となりますのでご注意ください。

また、団地における共同生活では、一般の住宅と異なり、集会所や団地内広場など共同施設の維持管理、その他の日常生活のさまざまなことについて、お住まいのみなさん同士の約束ごとや取り決めが必要となります。

このしおりはみなさんにぜひ知っていただきたいこと、守っていただきたいことを簡単に解説したものです。いつでも見られるところにおいて、随時活用してください。

東京都及び東京都住宅供給公社では、今後とも、よりよい住宅管理を目指してまいりますので、みなさん一人ひとりがお互いの生活を尊重し、協力し合いながら、快適な団地生活を送れるようにしましょう。

※ このしおりの内容は、令和8年4月時点のものです。法令及び条例等の改正により基準や許可要件が変更になる場合があります。

変更点が生じたときや、みなさんが都営住宅等を使用する上で、知っていただきたいことなどについては、毎月1回発行している広報紙「すまいのひろば」でお知らせします。

東京都住宅供給公社のホームページでは、「住まいのしおり」の最新版を掲載しています。